

各位

会社名 株式会社ティムス
 代表者名 代表取締役社長 若林 拓朗
 (コード番号：4891 東証グロース市場)
 問合せ先 取締役 伊藤 剛
 (TEL. 042-307-7480)

第三者割当てによる第10回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に係る 払込完了に関するお知らせ

当社は、2025年3月14日開催の取締役会において決議いたしました第三者割当てによる第10回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行について、本日払込手続きが完了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2025年3月14日付「第三者割当てによる第10回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び第三者割当契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

記

本新株予約権の概要

(1) 割 当 日	2025年3月31日
(2) 発行新株予約権数	80,000個
(3) 発 行 価 額	総額1,360,000円
(4) 当該発行による 潜在株式数	潜在株式数：8,000,000株（新株予約権1個につき100株） 本新株予約権について上限行使価額はありません。 本新株予約権の下限行使価額は100円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は8,000,000株です。
(5) 資金調達額	1,521,360,000円（差引手取概算額）
(6) 行使価額及び 行使価額の修正条件	当初行使価額：192円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）の96%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。）に修正されます。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当ての方法によります。
(8) 行 使 期 間	2025年3月31日から2028年3月31日
(9) 割 当 先	グロース・キャピタル株式会社
(10) そ の 他	当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に関する第三者割当契約（以下「本第三者割当契約」といいます。）を締結しております。本第三者割当契約において、以下の内容が定められております。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社が、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、本新株予約権の行使制限措置を講じること ・ 本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要であること <p>上記のほか、本第三者割当契約においては、行使コミット条項及び本新株予約権に関するロックアップに係る条項が定められています。</p> <p>また、当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、覚書（以下「本覚書」といいます。）を締結しております。本覚書において、行使停止要請に係る条項等が定められています。</p>
--	--

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

以上